

郡山市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月14日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第63号

郡山市旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(郡山市旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 郡山市旅館業法施行細則(平成9年郡山市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前															
<p>(浴槽水の水質の基準等)</p> <p>第7条 条例第11条第3号ウの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 715 1108 991"><thead><tr><th>項目</th><th>基準</th><th>検査方法</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>レジオネラ属菌</td><td>検出されないこと(100ミリリットル中に10CFU未満)</td><td>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</td></tr></tbody></table>	項目	基準	検査方法	(略)			レジオネラ属菌	検出されないこと(100ミリリットル中に10CFU未満)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	<p>(浴槽水の水質の基準等)</p> <p>第7条 条例第11条第3号ウの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1140 715 2074 815"><thead><tr><th>項目</th><th>基準</th><th>検査方法</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	項目	基準	検査方法	(略)		
項目	基準	検査方法														
(略)																
レジオネラ属菌	検出されないこと(100ミリリットル中に10CFU未満)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法														
項目	基準	検査方法														
(略)																
<p>備考 (略)</p> <p>2 条例第11条第3号エに規定する規則で定める措置は、浴槽水が前項の基準に適合していることを確認するために、<u>毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上)その他必要に応じて検査を行い、当該検査の結果を検査の日から起算して3年間保管することとする。ただし、客室に附属する浴室等で使用する都度完全に換水する浴槽水にあつては、この限りでない。</u></p>	<p>備考 (略)</p> <p>2 条例第11条第3号エに規定する規則で定める措置は、浴槽水が前項の基準に適合していることを確認するために、<u>同項に規定する検査を1年に1回以上行い、当該検査の結果を検査の日から起算して3年間保管することとする。ただし、客室に附属する浴室等で使用する都度完全に換水する浴槽水にあつては、この限りでない。</u></p>															

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

郡山市保健所長

申請者 住所  
氏名

生年月日

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名）

旅館業法第3条の規定に基づき、下記のとおり旅館業営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

営業の種類別		営業		
営業施設	名称		電話	
	所在地			
旅館業法施行規則第5条第1項各号該当の有無	第1号(季節的営業) 第2号(交通不便な地域の営業) 第3号(一時的営業) 第4号(農林漁業体験民宿業)	季節的営業又は一時的営業の営業期間	年 月 日から	年 月 日まで 日間
旅館業法第3条第2項各号該当の有無	該当しない 第 号該当			
営業施設の管理者	住所			
	氏名	年 月 日生		
旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の名称及び当該施設までの距離	施設の名称		施設までの直線距離	
			m	
旅館業法施行規則第1条ただし書の規定の適用の有無	<input type="checkbox"/> 適用し、譲り受けたことを証する書面を添付する <input type="checkbox"/> 適用しない			
構 造 設 備 の 概 要				
敷地面積	m <sup>2</sup>		建物の延べ面積	m <sup>2</sup>
建築様式				
客室	m <sup>2</sup> 室 定員 人 (寝台：有 ・ 無 )			
計	室 定員 人			

寝具	人分						
使用水の種類	水道水 ・ 井戸			井戸と便所との距離		m	
				井戸と調理場との距離		m	
浴室	共同		部屋付		計		
	箇所		箇所		箇所		
	温泉・沸かし湯の別		温泉 ・ 沸かし湯				
	循環式ろ過装置		有 ・ 無				
	消毒設備		有 ・ 無				
	循環水の誤飲防止措置	給湯口の位置		湯面上 ・ 湯面下			
その他の措置		有 ・ 無					
洗面所	共同		部屋付		計		
	箇所		箇所		箇所		
便所	区分 型式	共同				部屋付	
		大便器	小便器	兼用便器	洋式便器		
	水洗式	個	個	個	個	個	
その他	個	個	個	個	個		
照明	客室	浴室	洗面所	便所	廊下	階段	
	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス
玄関帳場	有 ( ) m <sup>2</sup> ・ 無 ( )						

※ 旅館・ホテル営業で「無」の場合、緊急時の対応方法、宿泊者名簿の確認方法、鍵の受渡し方法、宿泊者以外の出入りの状況の確認方法を記載

備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、(2)から(5)までに掲げるもののうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。

- (1) 法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図（縮尺、方位、客室の配置、各室の用途及び間取り、階段、出入口、調理場、浴室、便所及び床面積を明示したもの）
- (3) 見取図（設置の場所を中心とする半径150メートル以内のもので、縮尺及び旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置を明示したもの）
- (4) 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、建物の位置、通路及び排水路を明示したもの）
- (5) 立面図（縮尺及び開口部を明示したもの）
- (6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第2号様式中「㊟」を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式備考中「被相続人の相続関係を証する戸籍の謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

第5号様式中「㊟」を削る。

（郡山市クリーニング業法施行細則の一部改正）

第2条 郡山市クリーニング業法施行細則（平成9年郡山市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

クリーニング所開設届

年 月 日

郡山市保健所長

住所又は所在地  
 営業者 氏名又は名称及  
 び代表者の氏名  
 電話番号

下記のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

記

ク リ ー ニ ン グ 所	種 別  （ 該 当 番 号 を ○ 印 で 囲 む こ と。 ）	1 リネンサプライ 3 リネン及び一般 5 その他	2 取次業 4 一般				
	名 称						
	所 在 地	電 話 番 号					
営 業 者	氏名又は名称	年 月 日生	免許証登録番号 備考(取得年月日)				
			都道府県 第 号				
	本 籍						
管 理 人  （ 管 理 人 を 置 場 合 に 記 入 す る こ と。 ）	氏 名	年 月 日生	免許証登録番号 備考(取得年月日)				
			都道府県 第 号				
	本 籍						
	住 所						
クリーニング業法施行規則第1条の3ただし書の規定の適用の有無		<input type="checkbox"/> 適用し、譲り受けたことを証する書面を添付する <input type="checkbox"/> 適用しない					
構 造 設 備 の 概 要	面 積	洗い場	仕上げ場	物干し場			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	機 械 及 び 器 具	名 称	数	名 称	数		
保 管 容 器	未処理用容器	処理済用容器					
	製 個	製 個					
洗 い 場 の 構 造							

クリーニング師 その他の 従事者  ( クリー ニング 師に 限り、 免許 証登 録番 号、 住所 及び 本籍 を 記入 する こと。 )	氏名	免許証登録番号	住所
			本籍
	年月日生	都道府県 第号	
	年月日生	都道府県 第号	
年月日生	都道府県 第号		
年月日生	都道府県 第号		
開設予定 年月日	年 月 日		
クリーニング業法施行規則第1条で 指定された洗濯物の取扱いの有無	1 取り扱う                      2 取り扱わない		

備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、クリーニング業法第5条第1項の届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、(2)に変更がない場合に限り当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 営業者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- (2) 構造設備の概要を明らかにした実測平面図（方位、洗い場、仕上げ場、物干場等を明示したもの）
- (3) 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、そのクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類
- (4) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第4号様式（第3条関係）

無店舗取次店営業届

年 月 日

郡山市保健所長

営業者 住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者の氏名

電話番号

下記のとおり洗濯物の無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。

記

無店舗取次店	名称			
	自動車登録番号 又は車両番号			
	車両の保管場所			
	営業区域			
営業者	氏名又は名称	年 月 日生	免許証登録番号	備考（取得年月日）
			都道府県 第 号	
	本 籍			
クリーニング業法施行規則第1条の3 第2項ただし書の規定の適用の有無		<input type="checkbox"/> 適用し、譲り受けたことを証する書面を添付する <input type="checkbox"/> 適用しない		
業務用車両の 構造設備の概要	面積	保管室		
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	保管容器	未処理用容器		処理済用容器
製 個		製 個		
クリーニング師 その他の従事者 （クリーニング師に限り、免許証登録番号、住所及び本籍を本記入すること。）	氏 名	免許証登録番号	住 所	
	年 月 日生	都道府県 第 号	本 籍	
	年 月 日生	都道府県 第 号		
	年 月 日生	都道府県 第 号		
年 月 日生	都道府県 第 号			
営業開始の 予定年月日	年 月 日			
クリーニング業法施行規則第1条で指定された洗濯物の取扱いの有無		1 取り扱う      2 取り扱わない		



備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、クリーニング業法第5条第2項の届出をした営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、(2)に変更がない場合に限り当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 営業者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- (2) 業務用車両の構造設備の概要を明らかにした実測平面図(洗濯物の保管場所を明示したもの)
- (3) 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、そのクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名を記載した書類
- (4) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第7号様式（その1）備考中「被相続人の相続関係を証する戸籍の謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

（郡山市理容師法施行細則の一部改正）

第3条 郡山市理容師法施行細則（平成9年郡山市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

理 容 所 開 設 届

年 月 日

郡山市保健所長

住所又は所在地

開設者 氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

下記のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

記

理 容 所	名 称		電話	
	所在地			
開 設 者	氏 名	年 月 日生	登録（免許証）番号	備考（取得年月日）
			第 号	
管 理 理 容 師	氏 名	年 月 日生	登録（免許証）番号	備考（取得年月日）
			第 号	
	住 所	修了証書番号	備考（修了年月日）	
		第 号		
理容師法施行規則第19条ただし書の規定の適用の有無		<input type="checkbox"/> 適用し、譲り受けたことを証する書面を添付する <input type="checkbox"/> 適用しない		
構造設備の概要	面積	作業所	待合所	消毒所
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	理容椅子	台		
主な理容器具				
理容師その他の従業者	氏 名	生年月日	登録（免許証）番号	備考(取得年月日)
			第 号	
			第 号	
			第 号	
			第 号	
開設予定年月日	年 月 日			
理容師法施行規則第19条第1項第8号又は第9号該当の有無	有 ・ 無			
	美容所の名称			
	開設(予定)年月日	年 月 日		

## 備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、理容師法第11条第1項の届出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、(2)から(4)までに掲げるもののうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
  - (1) 開設者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
  - (2) 構造設備の概要を明らかにした平面図(方位、作業所、待合所、消毒所、理容椅子、縮尺等を明示したもの)
  - (3) 理容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
  - (4) 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開設する場合にあつては、管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類
  - (5) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 2 開設者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)を提示すること。

第6号様式（その1）備考中「被相続人の相続関係を証する戸籍の謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

第8号様式中「㊟」を削る。

（郡山市食品衛生法施行細則の一部改正）

第4条 郡山市食品衛生法施行細則（平成9年郡山市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

# 営業許可申請書 (新規・継続)

年 月 日

郡山市保健所長

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名

生年月日 年 月 日生

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名 )

電話番号

食品衛生法第52条第1項の規定に基づき、下記のとおり営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

営業所所在地	電話番号		
No.	営業所の名称、屋号又は商号	営 業 の 種 類	
	現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号	※ 施設番号	※ 備考
1	年 月 日 郡山市指令 第 号	※	( )
	年 月 日 郡山市指令 第 号	※	※
2	年 月 日 郡山市指令 第 号	※	( )
	年 月 日 郡山市指令 第 号	※	※
3	年 月 日 郡山市指令 第 号	※	( )
	年 月 日 郡山市指令 第 号	※	※
4	年 月 日 郡山市指令 第 号	※	( )
	年 月 日 郡山市指令 第 号	※	※
5	年 月 日 郡山市指令 第 号	※	( )
	年 月 日 郡山市指令 第 号	※	※
食品衛生法第52条第2項第1号から第3号までに該当することの有無及び該当するときは、その内容		該当しない 第 号該当 (内容)	
食品衛生法施行規則第67条ただし書の規定の適用の有無		<input type="checkbox"/> 適用し、譲り受けたことを証する書面を添付する <input type="checkbox"/> 適用しない	
営業設備の概要	次の書類を添付すること。 1 施設の構造仕様書及び図面(製造場、調理場、貯蔵場、更衣室、便所その他の施設の配置及び、客席のあるものについてはその様式及び面積を明示すること。) 2 設備の配置図(主な機械、器具及び給水設備を特記すること。) 3 申請者が当該営業を譲り受けることに伴う新規の申請であって、図面及び営業設備の概要に変更がなく、上記1、2を省略する場合には、当該営業を譲り受けたことを証する旨の書類		

備考

- 新規営業許可申請にあっては、「現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号」の欄の記入は、要しないこと。
- 継続営業許可申請にあっては、「営業所の名称、屋号又は商号」の欄の記入及び「営業設備の概要」の欄に掲げる書類の添付は、要しないこと。
- ※印の欄は、記入しないこと。

第7号様式備考中「戸籍謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

（郡山市公衆浴場法施行細則の一部改正）

第5条 郡山市公衆浴場法施行細則（平成9年郡山市規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
（浴槽水の水質の基準等）			（浴槽水の水質の基準等）		
第6条 条例第4条第3号イ（エ）の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。			第6条 条例第4条第3号イ（エ）の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。		
項目	基準	検査方法	項目	基準	検査方法
（略）			（略）		
レジオネラ属菌	検出されないこと（ 100ミリリットル中に 10CFU未満）	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法			
備考 （略）			備考 （略）		
2 条例第4条第3号イ（オ）に規定する規則で定める措置は、浴槽水が前項の基準に適合していることを確認するために、 <u>毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）その他必要に応じて検査を行い、当該検査の結果を検査の日から起算して3年間保管することとする。</u>			2 条例第4条第3号イ（オ）に規定する規則で定める措置は、浴槽水が前項の基準に適合していることを確認するために、 <u>同項に規定する検査を1年に1回以上行い、当該検査の結果を検査の日から起算して3年間保管することとする。</u>		

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

浴場業営業許可申請書

年 月 日

郡山市保健所長

住所  
申請者 氏名  
生年月日  
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
並びに名称及び代表者の氏名

下記により、浴場業営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

公衆浴場の名称							
公衆浴場の所在地		電話番号					
公衆浴場の種類		普通公衆浴場 その他の公衆浴場（個室付浴場、サウナ風呂、ヘルスセンター、その他（ ））					
公衆浴場の管理者		住所	電話番号				
		氏名	年 月 日生				
敷地面積		m <sup>2</sup>		建築の延べ面積		m <sup>2</sup>	
建築様式							
公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用の有無		<input type="checkbox"/> 適用し、譲り受けたことを証する書面を添付する <input type="checkbox"/> 適用しない					
構 造 設 備 の 概 要							
項目		区分		項目		区分	
		男性用	女性用			男性用	女性用
浴	換気の方法			床の構造			
	湯気抜き窓の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	側壁の構造			
	照明(床面)	ルクス	ルクス	湯栓の数	個	個	個
	面積(うち、洗い場面積)	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	水栓の数	個	個	個
室				シャワーの数	個	個	個
				男女別の区分	仕切りの高さ 床面から m その他 ( )		
浴	縦横	m	m	循環水の誤飲防止の措置	給湯口の位置 その他 の措置	湯面上 湯面下	湯面上 湯面下
	深さ	m	m			有 ・ 無	有 ・ 無
	底面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			有 ・ 無	有 ・ 無
槽	踏み段	有 ・ 無	有 ・ 無	循環ろ過装置		有 ・ 無	有 ・ 無
	縁の高さ	洗い場の床面から cm	洗い場の床面から cm	消毒設備		有 ・ 無	有 ・ 無
				湯の更新方法	毎日更新		



	循環装置の有無	有 ・ 無	有 ・ 無		そのつど更新 その他 ( )	
脱衣場	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	脱衣棚	人分	人分
	床の構造			男女別の区分	仕切りの高さ 床面から m	
	照明(床面)	ルクス	ルクス		その他 ( )	
便所	便器の数	大便器 個	個	照明(床面)	ルクス	ルクス
		小便器 個		防臭防虫設備	有 ・ 無	有 ・ 無
	兼用便器 個	型 式	水洗汲取り	水洗汲取り	流水式手洗い設備	個
その他	衣類、携帯品及び履物の保管設備	有 ・ 無	有 ・ 無	使用水の種類	浴槽	水道 ・ 温泉 ・ その他 ( )
					洗い場	水道 ・ 井戸水 ・ その他 ( )
その他の公衆浴場についての特記事項	放熱パイプの状況	身体に触れる構造 ・ 身体に触れない構造		安全温度調節装置及び温度計	有 ・ 無	

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、(2)から(5)までに掲げるもののうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
  - (1) 法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - (2) 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図（縮尺、方位及び床面積を明示したもの）
  - (3) 見取図（設置の場所を中心とする半径350メートル以内のもので、縮尺を明示したもの）
  - (4) 配置図（縮尺、方位、敷地内の境界線、建築物の位置、通路及び排水路を明示したもの）
  - (5) 立面図（縮尺及び開口部を明示したもの）
  - (6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 2 「浴槽」の欄に記載した浴槽以外の浴槽がある場合は、その浴槽に関する該当項目を記載した書面を別紙として添付すること。

第2号様式備考中「戸籍謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

第5号様式中「㊟」を削る。

（郡山市美容師法施行細則の一部改正）

第6条 郡山市美容師法施行細則（平成9年郡山市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

美 容 所 開 設 届

年 月 日

郡山市保健所長

住所又は所在地

開設者 氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

下記のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

記

美 容 所	名 称				電話		
	所在地						
開 設 者	氏 名	年 月 日生	登録（免許証）番号		備考（取得年月日）		
			第 号				
管理美容師	氏 名	年 月 日生	登録（免許証）番号		備考（取得年月日）		
			第 号				
	住 所	修了証書番号		備考（修了年月日）			
		第 号					
美容師法施行規則第19条ただし書の規定の適用の有無		<input type="checkbox"/> 適用し、譲り受けたことを証する書面を添付する <input type="checkbox"/> 適用しない					
構造設備の概要	面 積	作 業 所	待 合 所	消 毒 所			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	セット用椅子	台					
美容師その他の従業者	氏 名	生年月日	登録（免許証）番号		備考（取得年月日）		
			第 号				
			第 号				
			第 号				
			第 号				
開設予定年月日	年 月 日						
美容師法施行規則第19条第1項第8号又は第9号該当の有無	有 ・ 無						
	理容所の名称						
	開設（予定）年月日		年 月 日				

## 備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲り受けに伴う新規の申請で、美容師法第11条第1項の届出をした美容所の開設者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、(2)から(4)までに掲げるもののうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
  - (1) 開設者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
  - (2) 構造設備の概要を明らかにした平面図（方位、作業所、待合所、消毒所、セット用椅子、縮尺等を明示したもの）
  - (3) 美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
  - (4) 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所を開設する場合にあっては、管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類
  - (5) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 2 開設者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を提示すること。

第6号様式（その1）備考中「被相続人の相続関係を証する戸籍の謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

第8条様式中「㊟」を削る。

（郡山市興行場法施行細則の一部改正）

第7条 郡山市興行場法施行細則（平成9年郡山市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

興行場営業許可申請書

年 月 日

郡山市保健所長

住所  
申請者 氏名  
生年月日  
電話番号  
( 法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名 )

下記により、興行場法第2条第1項の規定により興行場営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

興行場の名称								
興行場の所在地								
興行場の種別		一般 臨時 仮設 屋外						
興行の内容		映画 演劇 音楽 スポーツ 観せ物 その他( )						
臨時及び仮設興行場における興行の期間		年 月 日から		年 月 日まで		( 日間)		
興行場の 管理者	住所							
	氏名							
興行場の入場者定員		人	内訳	椅子席	人	ます席	人	
				座席	人	立見席	人	
敷地面積		m <sup>2</sup>		建物の延べ面積		m <sup>2</sup>		
建築様式								
構造設備の概要								
観客席の区画		有・無			ごみの集積場		有・無	
空気環境設備		機械換気設備 ・ 空気調和設備 ・ その他( )						
照明		観客席 (床面から 0.8mの高さ)	ロビー (床面)	休憩室 (床面)	喫煙所 (床面)	便所 (床面)		

		ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス
		廊下 (床面)	階段 (床面)	その他の場所 (床面から0.8mの 高さ)		
		ルクス	ルクス	ルクス		
区分		階	階	階	階	計
観 客 席	椅子席	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	座席	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	ます席	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	立見席	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
喫煙所		有・無	有・無	有・無		
喫煙所の局所排気装置		有・無	有・無	有・無		
便	男性用	小便器	個	個	個	個
		大便器	個	個	個	個
	女性用		個	個	個	個
所	床		コンクリート ・タイル ・その他( )		内 壁	コンクリート ・タイル ・その他( )
	構 造		水洗便所(公共下水道・浄化槽) ・ その他( )			
	手洗い設備		有・無	専用換気設備	有・無	

備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、(2)から(5)までに掲げるもののうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。

- (1) 法人にあっては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図(縮尺、方位、観客席の配置、各室の用途及び床面積を明示したもの)
- (3) 見取図(設備の場所を中心とする半径100メートル以内のもので、縮尺を明示したもの)
- (4) 配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、建築物の位置、通路及び排水路を明示したもの)
- (5) 立面図(縮尺及び開口部を明示したもの)
- (6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第2号様式備考中「戸籍謄本」を「被相続人の相続関係を証する戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

第5号様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。ただし、第1条中第7条の改正規定及び第5条中第6条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。